

# はるきTIMES

第1号（2019年夏）

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪府中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おめでとうございます。  
おめでとうございます。

今号トピック

※民法が変わりました

※事業を成功させるために

※はるきだより

# 取扱業務

## <企業向け業務>

### ～ 企業における法律に関するアドバイザー ～

企業活動において、企業戦略の策定、事業スキームの作成、実行など、あらゆる場面で法律が絡んでいきます。そのような企業活動における法律を企業内ですべて考慮に入れるのは極めて困難です。私たちは、法律に関するアドバイザーを行い、企業活動の成功に寄与します。

### ～ 顧問契約 ～

企業によって、事業内容・組織など、さまざまな形態があります。私たちは、さまざまな企業において、多種多様な法的ニーズに対応してきました。その経験を生かして、ニーズに応じた法律顧問のあり方をオーダーメイドし、企業活動の一助となることを目的としています。

## <個人向け業務>

### ～ 離婚問題 ～

夫婦関係には様々な状態がありますが、離婚を求めることもあります。いざ離婚をするとすると、悩んだり、心配したり、さまざまな状況が起こります。私たちは、これまでさまざまな離婚問題に取り組んできました。離婚に悩みはつきものです。私たちとともに、よい将来を考えていきませんか。

### ～ 相続問題 ～

自分自身が亡くなったあと、誰にどのようなことをお願いしようか、また誰にどのような財産を残そうかと悩むことがあります。また、家族が亡くなった後、何をどのようにしたらいいのかわからないということもあります。このようなときには、私たちに一度ご相談ください。お力になれることもあります。

その他、法律に関するご相談を承ります。

はるき法律事務所

弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹（大阪弁護士会所属）

〒541-0053

大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

T E L 06-4708-8611 F A X 06-4708-8612

H P <http://www.harukilaw.jp/>

---

## 民法が変わりました（法定利息について）

最近、民法が大きく変わりました。新聞・雑誌・テレビやネットで取り上げられることも多いのでご存じの方も多いかと思います。しかし、今回はよく取り上げられる相続についてはなく、法定利息が変わったというお話です。

法定利息とは、法律で認められている利息のことです。例えばお金を貸したが利息は定めていない（無利子とはしていない）場合や交通事故に遭って損害賠償を請求する際に適用される損害金の割合に適用されたりします。

今までこの法定利息は年5分（5%）と定められていました。年5%と聞いて低いと思われる方は昔のことをよく知っておられる方だと思います。しかし今では高いと思われる方が多いのではないのでしょうか。銀行で定期預金をしてもつく金利にはゼロがたくさん並んでいます。ほとんどゼロに近いといっても言い過ぎではないでしょう。それでも民法では利息は年5%のままになっていたのです。

さすがに世の中の金利とかけ離れすぎているということで、今回ようやく改正されました。まず、法定利息は年3%となりました（民法404条1項）。

しかし、ゼロが並んでいる金利に慣れた目には年3%でも高いと思ってしまいます。そこで、これまでのように法定利息は固定のままではなく、3年ごとに見直されることになりました（民法404条3項）。見直し方についても決められています（民法404条4項、同5項）。見直し方の詳細については省略します。

なお、法定利息には商事法定利息という商法で定められていた利息（年6%）もありましたが、民法の改正とあわせて廃止され、法定利息は民法に一本化されました。

最後に、改正された民法が適用されるのは来年である令和2年4月1日からです。現在では法定利息はまだ年5%ですのでご注意ください。（東原直樹）



# 事業を成功させるために

事業を成功させるには、事業の目的やスケジュールを企画し、それを実践していくということが必要になります。

どのような目的やスケジュールを立てるかは、基本的には社内で行われると思います。

ところが、それだけでは行き詰まることもあり得ます。

例えば、事業を行うのにクリアすべき法規制がある場合もあります。

それをどのようにクリアするのか、十分な検討が必要です。また、自社だけで行うのではなくて他社とも協働する場合には、他社との関係をどのようにするのも重要な問題となります。例えば、「自社は他社に業務を委託する」という形をとる場合、自社と他社との間で業務委託契約を結ぶ必要がありますが、どのような契約内容にするのかといったことを取り決める必要があります。さらに、これらをどのタイミングで行うのかを決める必要があります。

このように、事業を成功させるには、「法律を考慮した企画・実践」が必要となります。

弊所では、どのような事業をいつ行おうとするのかというニーズを十分にお聞きした上で、企画の策定の段階において、アドバイスを提供しております。できるだけ早い段階からご相談いただければより多くのアドバイスをご提供できると思います。（堀内朗仁）



★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

残暑お見舞い申し上げます。

当事務所は、経営理念や10年ビジョンなど色々話をします。1、2週間に一度は全員でミーティングが行われ、事務所の経営に関する大きな話から事務作業改善策などの小さな話まで毎回全員で模索しながら話し合いが行われます。ミーティング以外では美味しいお店の話や健康や子供の話、経済の話から過去の思い出話まで多種多様な話をしている会話の絶えない事務所です。

これからは事務所内で盛り上がった話などをお届けできたらと思います。（S）

9月1日は防災の日。昨年は6月の地震に9月の台風と、大阪で災害が重なりました。約1年経つ現在でも大工さんの手は足りておらず、北部ではブルーシートがまだまだたくさん残っています。多少備えているつもりではいしましたが、テレビや新聞等で見聞きすると、実際に経験するのとでは全く違うということを改めて実感しました。いつどこで起きてもおかしくない肝に銘じつつ、令和は災害の少ない平和な時代であってほしいと願うばかりです。（Y）

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★